令和８年名張市議会定例会

令和８年９月定例議会議員提出議案（１）

議員提出議案第 2 号

危険樹木等の管理不全対策に係る法整備等を求める意見書の提出について

当市議会は、危険樹木等の管理不全対策に係る法整備等を国に求めるため、地方自治法第９９条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和８年　９月３０日提出

名張市議会議員　富　田　真由美
同　萱　原　信　英
同　室　井　幸　司
同　細　矢　一　宏
同　福　田　博　行

危険樹木等の管理不全対策に係る法整備等を求める意見書

近年、空き家の増加や所有者の高齢化・遠方居住等に伴い、私有地内の樹木等が適切に管理されず、倒木や落枝による人身・物損事故が全国的に大きな問題となっている。

しかし、現行の空家等対策特別措置法等では、直接的な対応が困難なケースも多く、私的所有権の制約から、地方自治体が迅速な措置（代執行等）を行えないのが現状である。

よって、政府並びに国会におかれては、危険樹木をはじめとする管理不全不動産への法的対応力を高めるため、下記の事項について実施されるよう強く要望する。

記

１．私有地内の危険樹木や著しく危険な状態にある管理不全物件について、地方自治体が所有者等に対して、確実かつ迅速に指導・勧告・命令が行える法的根拠を整備すること。

２．倒木のリスクが極めて高い危険樹木等に対し、所有者不明の場合や急を要する場合に、迅速に伐採等の安全措置が実施できるよう、緊急代執行等の手続の簡略化及び要件緩和を行うこと。

３．所有者等の特定や把握を円滑化する制度を整備するとともに、地方自治体が実施した代執行等に要した費用について、確実かつ適正に徴収できるよう法的強制力を強化すること。

４．危険樹木対策をはじめとする防災・安全措置を実施する地方自治体に対し、十分な財政支援を行うとともに、適切な運用指針（ガイドライン）を整備すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年　９月３０日

名　張　市　議　会